

誕生祝金ののご案内

● お子さまのお誕生おめでとうございます ●

八潮市で生まれ育つお子さんの健やかな成長を願うとともに、
お子さんが誕生した家庭のお父さんまたはお母さんに

「八潮市誕生祝金」を支給します。

◆八潮市誕生祝金の支給対象は、次のとおりです◆

<支給対象となるお子さん>

- ・誕生の日以後、継続して市内に住所があるお子さん

<支給対象者>

- ・支給対象となるお子さんの誕生の日において、引き続き
1年以上前から市内に住所があるお父さんまたはお母さん

※市内に住所がある期間が1年に満たないお父さんまたはお母さんについては、
その期間が1年を超えた日において、支給対象とします。

- ・ただし、支給対象者の属する世帯が、誕生祝金支給申請の日において、
市税などに未納のものがある場合を除きます。

※対象となる市税など…市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、
国民健康保険税、保育料



★誕生祝金の支給額と支給申請について★

<祝金の額等>

- ・支給対象のお子さん1人につき1回に限り3万円を支給します。

<支給申請>

- ・支給対象となるお子さんの1歳の誕生日の前日までに、子育て支援課または
駅前出張所の窓口で申請してください。

※この事業は、財源に埼玉県補助金が含まれています。

<お問い合わせ>

八潮市役所 子育て福祉部 子育て支援課 児童給付係

電話：048-996-2111 内線427